

○ひたちなか市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

平成16年3月25日

条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て等について、市、土地の埋立て等を行う者等の責務を明らかにするとともに、必要な規制を定め、もって生活環境の保全及び災害の防止に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 土地の埋立て等 土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。）をいう。

(2) 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着した物をいい、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物を除くものをいう。

(3) 埋立て等区域 土地の埋立て等を行う土地の区域をいう。

(4) 土地の所有者等 土地の所有者その他土地を使用する権原を有する者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、市の区域内における土地の埋立て等の状況を把握し、土地の埋立て等が適正に行われるよう必要な措置を講ずることに努めるとともに、県が講ずる土地の埋立て等に関する措置について、必要に応じ協力するものとする。

(土地の埋立て等を行う者の責務)

第4条 土地の埋立て等を行う者は、土地の埋立て等を行うに当たっては、当該埋立て等区域の周辺の地域の住民の理解を得るよう努めるとともに、当該埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(土砂等を発生させる者の責務)

第5条 土砂等を発生させる者は、土砂等の発生を抑制するよう努めるとともに、発生させる土砂等により土地の埋立て等が行われる場合にあつては、当該土砂等の汚染の状態の確認その他土壌の汚染を防止するための必要な措置を講じ、及び当該土地の埋立て等を行う者により適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な

配慮をしなければならない。

(土地の所有者等の責務)

第5条の2 土地の所有者等は、その所有し、又は使用する権原を有する土地を土地の埋立て等を行う者に使用させる場合にあっては、当該土地の埋立て等を行う者により適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をしなければならない。

(事前協議)

第6条 次条第1項又は第11条第1項の規定による許可の申請をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、土地の埋立て等に係る事業の計画について市長と協議し、その指導を受けるものとする。

(土地の埋立て等の許可)

第7条 埋立て等区域の面積が5,000平方メートル未満である土地の埋立て等を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土地の埋立て等については、この限りでない。

(1) 土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域内において行う土地の埋立て等であって、当該区域内において発生した土砂等のみを用いて行われるもの

(2) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土地の埋立て等

(3) 他の法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定による許可等の処分その他の行為に係る土地の埋立て等であって、規則で定めるもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める土地の埋立て等

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 土地の埋立て等の目的

(3) 埋立て等区域の位置

(4) 埋立て等区域の面積

(5) 利用敷地面積

(6) 埋立て等の種類ごとの面積

(7) 土地の埋立て等を行う期間

(8) 土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者

(9) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所

(10) 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量

(11) 土地の埋立て等の施工に関する計画

(12) 埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画

(13) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項の申請書には、埋立て等区域の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。ただし、規則で定める場合にあっては、その一部を省略することができる。

(申請の制限)

第8条 前条第1項の許可を受けようとする者は、第18条第1項又は第21条第1項若しくは第2項の規定により命令を受けた者である場合であって、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。

(許可の基準)

第9条 市長は、第7条第1項の許可の申請が、次に掲げる要件の全てを満たしているときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1) 次に掲げる要件の全てを満たしていること。

ア その土地の埋立て等に用いる土砂等の水素イオン濃度指数その他の性質及び有害物質(鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質であって、それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。以下同じ。)による汚染の状態が規則で定める基準に適合しないものでないこと。

イ その土地の埋立て等の施工に関する計画が規則で定める技術上の基準に適合していること。

ウ その埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画が埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関する基準として規則で定める基準に適合しているものであること。

(2) 土地の埋立て等を行うことについて、当該土地の埋立て等を行おうとする土地の所有者等の同意を得ていること。

2 第7条第1項の許可の申請が、他の法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定めるものにあっては、前項第1号イの規定は適用しない。

(許可の条件)

第10条 市長は、第7条第1項の許可に、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のため必要な限度において、条件を付すこ

とができる。

(変更の許可等)

第11条 第7条第1項の許可を受けた者(第12条の2第2項を除き、以下「許可を受けた者」という。)は、第7条第2項第2号、第4号又は第6号から第12号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前3条の規定は、前項の許可について準用する。

3 許可を受けた者は、第1項ただし書に規定する軽微な変更があったとき又は第7条第2項第1号若しくは第13号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可申請手数料)

第12条 第7条第1項又は前条第1項の規定による許可の申請をしようとする者は、別表に掲げる手数料を申請時に納付しなければならない。

(土地の所有者等への通知)

第12条の2 許可を受けた者は、当該許可を受けた後、遅滞なく、埋立て等区域内の土地の所有者等に対し、次に掲げる事項を書面で通知しなければならない。

(1) 第7条第2項各号に掲げる事項

(2) 第10条の規定により条件を付されたときにあつては、当該条件

2 第11条第1項の規定による変更の許可を受けた者は、当該変更の許可を受けた後、遅滞なく、埋立て等区域内の土地の所有者等に対し、次に掲げる事項を書面で通知しなければならない。

(1) 第7条第2項各号に掲げる事項(当該変更に係る事項に限る。)

(2) 第11条第2項において準用する第10条の規定により条件を付されたときにあつては、当該条件

3 許可を受けた者は、第11条第3項又は次条第1項の規定による届出をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を埋立て等区域内の土地の所有者等に通知しなければならない。

(着手の届出等)

第13条 許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、規則で定めるところにより、その日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 当該許可に係る土地の埋立て等に着手したとき。

- (2) 当該許可に係る土地の埋立て等を完了したとき。
- (3) 当該許可に係る土地の埋立て等を廃止し、又は休止したとき。
- (4) 休止した当該許可に係る土地の埋立て等を再開したとき。

2 市長は、前項の規定による届出（同項第2号又は第3号に係るものに限る。）があったときは、遅滞なく、当該届出に係る土地の埋立て等が当該土地の埋立て等に係る第7条第2項の申請書に記載した土地の埋立て等の施工に関する計画（第11条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。第21条第2項第1号において同じ。）及び埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画（第11条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。第21条第2項第1号において同じ。）に適合しているかどうかについて確認を行うものとする。

（許可に基づく地位の承継）

第14条 許可を受けた者について相続、合併又は分割（当該許可に係る土地の埋立て等を行う権原を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該土地の埋立て等を行う権原を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該土地の埋立て等を行う権原を承継した法人は、許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（施工管理者の設置等）

第15条 許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な施工上の管理をつかさどる者（以下「施工管理者」という。）を置かなければならない。ただし、規則で定める場合にあっては、この限りでない。

2 許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等を施工するときは、前項ただし書に規定する場合を除き、施工管理者に、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な施工上の管理をさせなければならない。

（標識の掲示）

第16条 許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域内の見やすい場所に、規則で定めるところにより、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。

(帳簿への記載)

第17条 許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土地の埋立て等に用いた土砂等の数量その他の規則で定める事項を帳簿に記載しておかなければならない。

(土壌の定期調査報告)

第17条の2 許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等に着手した日から当該土地の埋立て等が完了し、又は廃止する日までの間、当該着手した日から3月ごとの各期間(当該期間内に当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止した場合にあっては、当該期間の初日から当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止した日までの期間)ごとに、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等区域内の土壌の有害物質による汚染の状況について調査を実施し、その結果を、当該調査を実施した日から1月以内に市長に報告しなければならない。

(土壌の調査命令等)

第18条 市長は、許可を受けた者に対し、必要に応じ、期限を定め、当該許可に係る埋立て等区域内の土壌の有害物質による汚染の状況について調査を行うことを命ずることができる。

2 許可を受けた者は、前項の規定による調査の命令を受けたときは、規則で定めるところにより当該調査を実施し、その結果を、当該調査を実施した日から1月以内に市長に報告しなければならない。

(書類の備付け及び閲覧)

第19条 許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る第7条第2項の申請書の写し、第17条の帳簿その他規則で定める書類を当該許可に係る埋立て等区域内又は最寄りの事務所若しくは事業所に備え置き、当該土地の埋立て等に関し生活環境の保全又は災害の防止上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(許可の取消し等)

第20条 市長は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命ずることができる。

(1) 第11条第1項の規定に違反して土地の埋立て等を行ったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により第7条第1項又は第11条第1項の許可を受けたとき。

(3) 第10条(第11条第2項において準用する場合を含む。次条第2項に

において同じ。)の規定により第7条第1項又は第11条第1項の許可に付した条件(次条第2項の規定による変更があった場合にあっては、その変更後のもの。同項において同じ。)に違反したとき。

(4) 第13条第1項, 第14条第2項, 第15条から第17条まで又は第19条の規定に違反したとき。

(5) 第17条の2の規定による報告をせず, 又は虚偽の報告をしたとき。

(6) 第18条第1項の規定による命令に違反したとき。

(7) この項又は次条第2項の規定による命令に違反したとき。

2 市長は、許可を受けた者が、正当な理由がないのに、第7条第1項の許可を受けた日から起算して1年以内に当該許可に係る土地の埋立て等に着手しないとき、又は引き続き1年以上当該許可に係る土地の埋立て等を休止したときは、当該許可を取り消すことができる。

(措置命令等)

第21条 市長は、第7条第1項の規定に違反して土地の埋立て等を行った者に対し、その土地の埋立て等の中止を命じ、又は期限を定めて当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を受けた者に対し、第10条の規定により第7条第1項又は第11条第1項の許可に付した条件を変更し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命じ、若しくは期限を定めて当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(1) 土地の埋立て等が第9条第1項第1号アの基準又は当該許可に係る第7条第2項の申請書に記載した土地の埋立て等の施工に関する計画若しくは埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画に適合していないと認めるとき。

(2) 生活環境の保全又は災害の防止のため緊急の必要があると認めるとき。

(土地の適正な管理)

第21条の2 土地の埋立て等を行う者は、土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該土地の埋立て等中止し、又は原状回復その他必要な措置を講じ、その旨を市長その他の関係機関に通報するとともに埋立て等区域内の土地の所有者等に通知しなければならない。

2 土地の所有者等は、法令等に違反する土地の埋立て等の用に供されることを知って、その所有し、又は使用する権原を有する土地を使用させてはならない。

3 土地の所有者等は、法令等に違反する土地の埋立て等が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を市長その他の関係機関に通報しなければならない。

(土地の埋立て等に係る土地の所有者等の義務)

第21条の3 埋立て等区域内の土地の所有者等は、第9条第1項第2号の規定による同意をした場合には、規則で定めるところにより、定期的に、当該土地の埋立て等の施工の状況を確認しなければならない。

2 前項の規定による確認を行った埋立て等区域内の土地の所有者等は、当該確認の結果、第7条第1項又は第11条第1項の規定による許可の内容と明らかに異なる土地の埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに当該土地の埋立て等を行う者に対し、当該土地の埋立て等の中止又は原状回復その他必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(土地の埋立て等に係る土地の所有者等への勧告及び命令)

第21条の4 市長は、第21条第2項の規定により土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を執るべきことを命じた場合において、当該命令を受けた者が当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を執らないときは、当該命令に係る埋立て等区域内の土地の所有者等であって次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

(1) 前条第1項の確認を怠った者(当該確認を行うべき時期において、第7条第1項又は第11条第1項の規定による許可の内容と明らかに異なる土地の埋立て等が行われていた場合に限る。)

(2) 前条第2項の報告を怠った者

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた埋立て等区域内の土地の所有者等が当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(公表)

第21条の5 市長は、次の各号のいずれかに該当する者がいるときは、その者の氏名又は名称、違反の事実その他規則で定める事項を公表することができる。

(1) 第7条第1項又は第11条第1項の規定に違反して、土地の埋立て等を行った者

(2) 第20条第1項の規定による許可の取消し又は命令を受けた者

(3) 第21条の規定による命令を受けた者

2 市長は、前項第1号に掲げる者がいる場合において、同項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、その者に意見を述べる機会を与えなければならない



ない。

(協力要請)

第22条 市長は、生活環境の保全又は災害の防止のため必要があると認めるときは、土地の埋立て等を行う者、土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者、埋立て等区域内の土地の所有者等その他の土地の埋立て等の関係者に対し、必要な協力を要請することができる。

(報告の徴収及び立入検査等)

第23条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土地の埋立て等を行う者、土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者及び搬入する者並びに埋立て等区域内の土地の所有者等に対し、土地の埋立て等の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、埋立て等区域又は土地の埋立て等を行う者の事務所、事業所その他土地の埋立て等に関係のある場所に立ち入り、土地の埋立て等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条第1項又は第11条第1項の規定に違反して土地の埋立て等を行った者

(2) 第20条第1項又は第21条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者

2 第21条の4第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する

3 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第18条第1項の規定による命令に違反した者

(2) 第23条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第23条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

4 次の各号のいずれか該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第11条第3項、第13条第1項又は第14条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第16条の規定に違反した者

(3) 第18条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(両罰規定)

第26条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。